五島列島（下五島エリア）ジオパーク活動支援助成金交付要綱

五島列島ジオパーク推進協議会

（趣旨）

第１条　この要綱は五島列島（下五島エリア）ジオパーク活動支援助成金（以下「助成金」という。）の交付等に関して必要な事項を定める。

（目的）

第２条　この助成金は、五島列島（下五島エリア）ジオパークに関連する調査・研究及び普及・啓発事業に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、五島列島（下五島エリア）ジオパークエリア内の貴重な地域資源の保全とジオパーク活動の充実を図ることを目的とする。

（助成の対象事業）

第３条　助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、前条の目的を満たすものであって、五島列島（下五島エリア）ジオパークに関連がある次に掲げる事業とする。

１　調査・研究事業

（１）地質・地形に関する調査研究

（２）動植物に関する調査研究

（３）歴史・文化に関する調査研究

（４）ジオパークを活かした地域産業の振興に関する調査研究

２　普及・啓発事業

（１）五島列島（下五島エリア）ジオパークの理解や浸透に資する活動

（２）ジオパークによる地域産業の振興に資する活動

（３）地域資源（サイト及びサイト候補）の保全に資する活動

（助成事業者、助成の要件、助成対象経費、助成率及び助成限度額）

第４条　助成事業者、助成の要件、助成対象経費、助成率及び助成限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、会長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）収支予算書（様式第３号）
（３）申請者に関する調書（様式第４号）

（助成金の交付の決定）
第６条　会長は助成金の申請があったときは、助成事業の目的及び内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。
　ただし、申請者及び助成事業に実質的に関与している者が下記のいずれかに該当するときは交付の決定をしないものとする。
（１）五島市暴力団排除条例（平成２４年五島市条例第３４号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する社会的非難関係者（以下「交付除外対象者」という。）と認められる者
（２）交付除外対象者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
（３）その他、会長が不適切と認める者
２　会長は、交付を決定する場合において、当該助成金の交付の目的を達成するため、必要があるときは、条件を付することができる。
３　会長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、交付決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求、交付）
第７条　会長は、前条の交付の決定を行ったのち、申請者から提出される請求書（様式第６号）により助成金を概算払いする。
２　助成金の受領者が申請者と異なる場合、委任状（様式第７号）を提出しなければならない。

（助成事業の変更、中止又は廃止）
第８条　申請者は、事業内容の変更（助成事業の趣旨を著しく変更しない軽微な変更を除く。）を行おうとするときは変更交付申請書（様式第８号）を、事業を中止しようとする場合は事業中止申請書（様式第９号）を会長に提出しその承認を受けなければならない。
２　会長は、変更交付又は事業中止の申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中止が適当であると認めたときは、変更交付の決定又は事業中止の承認をするものとする。
３　会長は、変更交付の決定をしたときは変更交付決定通知書（様式第10号）により、事業中止の承認をしたときは事業中止承認通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告等）
第９条　申請者は、助成事業が完了したときは、当該年度の２月末日までに、事業実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
（１）事業成果概要【公開用】（様式第13号）
（２）事業成果報告書（様式第14号）
（３）収支決算書（様式第15号）
（４）助成対象経費の領収書原本又は支払いを証明する書類の写し
２　前項第２号に掲げる事業成果報告書（様式第14号）は、調査・研究事業のみ提出が必要である。また、本報告書は公開しない。
３　前項第４号に掲げる助成対象経費の領収書徴収が不能の場合、支払証明書（様式第16号）の提出が必要である。

（助成金額の確定、清算）
第10条　会長は、前条に規定する実績報告があった場合において、審査及び調査のうえ、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。
２　申請者は、前項の助成金額の確定により清算を行う。

（目的外利用の禁止）
第11条　申請者は、助成金を他の目的に使用してはならない。

（交付決定の取消し）
第12条　会長は、申請者が次の各号に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）この要綱の規定に違反したとき。
（２）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
（３）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
２　会長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を交付決定取消通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（その他）
第13条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則
この要綱は、令和２年５月２６日から施行する。

附則
この要綱は、令和３年５月２８日から施行する。

附則
この要綱は、令和４年５月１７日から施行する。

別表（第４条関係）

事業区分	助成対象者	助成要件	助成対象経費※	助成金額
1．調査・研究事業	次のいずれかに該当する個人又は団体 (1)大学などの研究機関に所属する研究者 (2)学会発表や論文執筆に意欲のある学生（高校生、大学生、大学院生など） (3) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員 (4)その他、会長が認めた研究者	次の全ての要件を満たすこと (1)五島列島（下五島エリア）ジオパークにおいて、学術資料として活用が見込まれるもの (2)研究成果として、学会や学術誌等で発表できるものであること	調査・研究に要する次に掲げる経費 (1)調査研究地までの交通費 (2)調査研究地内での交通費 (3)調査研究地内での宿泊費（飲食費を除く） (4)物品購入費及び事務費 (5)船・車・施設等の借上料 (6)人件費・謝金（助成金全体の**3割以内**とする） (7)その他、会長が認めるもの	・１件あたり３０万円以内 ・補助率：１０/１０
2．普及・啓発事業	五島列島（下五島エリア）ジオパークエリア内で、五島列島（下五島エリア）ジオパークの普及・啓発・保全事業を行う個人又は団体	五島列島（下五島エリア）ジオパークの普及・啓発・保全に寄与する活動であること	普及・啓発・保全に要する次に掲げる経費 (1)物品購入費及び事務費 (2)船・車・施設等の借上料 (3)講師等を招聘するための交通費及び宿泊費（飲食費を除く） (4)人件費・謝金（助成金全体の**3割以内**とする） (5)商品やツアーの開発に要する経費 (6)その他、会長が認めるもの	・１件あたり７万円以内 ・補助率：１０/１０

※以下のものは助成対象外
・事業者として自己負担あるいは機関等が通常備えるのが適当と思われる什器
・助成による事業目的以外にも広く利用可能な汎用的な機器、ソフトウェア、備品
・申請者が参加又は関連する団体が販売する商品
・学会やシンポジウム等に参加するための旅費や会費
・一般管理費に相当する経費